

## 一般社団法人日本免疫治療学会 会員規則

(適用)

第1条 この規則は、一般社団法人日本免疫治療学会（以下、「本会」と略す。）の会員規則について、本法人の定款第45条に規定することのほかに、以下のとおり定めるものとする。

(資格)

第2条 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 正会員

本会の正会員は、本会の目的に賛同する者。

(2) 賛助会員

賛助会員は本会の目的に賛同し、賛助会費を納入することにより本会の活動を援助する団体または個人とする。

(3) 名誉会員

名誉会員は本会の目的に関して特に功績のあったものを理事長が推薦し、理事会の承認を得て決定する。名誉会員は正会員と同等の資格及び権利を有し、理事会に出席し発言できるが議決権は有しない。

(4) 顧問・アドバイザー

顧問・アドバイザーは正会員の中から理事長が推薦し、理事会の承認を得て置くことができる。顧問は、本会の運営に関して助言を行い、アドバイザーは、本会の運営に関する専門的な事項について助言を行う。

(5) 運営委員

1) 運営委員は、シニアとジュニアで構成される。

2) 運営委員は理事および運営委員（シニア）が正会員の中から推薦し、理事で構成する資格審査委員会で審査を行い、理事会の承認を得て決定する。

3) 運営委員の資格基準は別途定める。

4) 運営委員の定数を60名以内とする。

5) 運営委員は、本会が設置する各委員会の委員となり、委員会業務を遂行する。

6) 運営委員は、学術集会でのポスター演題登録に協力する。筆頭演者、共同演者の別は問わない。

(6) 名誉理事長

本会の発展において極めて功績のあった者を理事が推薦し、理事会の承認を得て決定する。

(入会)

第3条 会員となるものは、所定の入会申込書を本会事務局へ提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 本会に入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。

(権利)

第4条 本会の主催する学術集会等に参加し、研究業績を発表する権利を有する。

2 本会より情報の提供を受ける事ができる。

(会費)

第5条 本会の正会員の構成並びに会費は、次のとおりとする。

(1)	一般会員	年額	5,000 円
(2)	賛助会員	年額	30,000 円/1 口
(3)	名誉会員	年額	免除
(4)	名誉理事長	年額	免除

2 本会の運営委員並びに理事・監事の会費は、次の通りとする。

(1)	運営委員 (ジュニア)	年額	6,000 円
(2)	運営委員 (シニア)	年額	7,000 円
(3)	理事・監事	年額	10,000 円

3 会費は、当該会計年度の間年額の全額を納入しなければならない。

4 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

5 退会後に再入会を希望する者は、過去の未納金を納入しなければならない。

6 会費は、年額を分割して納入することができない。

7 一般会員及び賛助会員の会費は、理事会で決める事ができる。

(資格喪失)

第6条 会員は次の理由によりその資格を喪失する。

- 1 退会
- 2 会費3年間滞納
- 3 死亡または失跡宣告
- 4 除名

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会の連絡を本会事務局へ連絡しなければならない。また、未納会費があるときは、それを全納しなければならない。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときには、総社員の3分の2以上の賛成による社員総会の議決を経て、理事長が除名することができる。

1. 法人の名誉を傷つけ、又は法人の目的に違反する行為があったとき。
2. 会費を3年以上滞納したとき。
3. その他この法人の会員としての義務に違反したとき。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成24年2月18日から施行する。

平成24年11月1日 一部改定

平成28年 1月1日 一部改定

平成30年 4月1日 一部改定

令和 元年10月1日 一部改定

令和 2年 3月1日 一部改定